

令和2年9月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和2年8月26日（水） 13：30～15：10

○場 所 有明庁舎 2階第一会議室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	立 花 博
委 員	本 多 直 行
委 員	友 永 峰 昭
委 員	森 みずき

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長	平 山 慎 一	教育総務課長	森 崎 和 浩
学 校 教 育 課 長	平 田 賢	社会教育課長	松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長	浅 田 寿 啓	書 記	北 島 久 弥

○議事日程

- 開 会
- 第 1 会期決定
- 第 2 会議録署名委員の指名について
- 第 3 教育長報告及び各課8月行事報告
- 第 4 前会会議録の承認
- 第 5 議案等

第 61 号議案	議会の議決を経るべき議案について （財産の取得）	原案 可決
第 62 号議案	議会の議決を経るべき議案について （島原市一般会計補正予算第6号）	原案 可決
第 63 号議案	議会の議決を経るべき議案について （島原市一般会計補正予算第7号）	原案 可決

第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 そ の 他

（1）報告事項

① 9月行事予定表

(2) その他

第 8 閉 会

【会議録】

開会 （１３：３０）	
森本教育長	ただいまから 9 月の定例教育委員会を開催いたします。 島原市教育委員会会議規則第 16 条では「会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と規定されています。 本日、審議いたします第 61 号～63 号議案「議会の議決を経るべき議案について」は、市において調整・検討を要する編成作業中の案件でありますので、「非公開」による審議としてよろしいでしょうか。 （はいの声） 他にも個人情報保護に配慮が必要な場合など、公開を避けるべき案件が出されるまでは、今回の会議の傍聴につきましては承認致してよろしいでしょうか。 （はいの声）
第 1 会期決定	
森本教育長	日程第 1 「会期の決定」を議題といたします。 本定例会の会期は、本日 1 日とすることによろしいでしょうか。 （「はい」の声）
森本教育長	ご異議がありませんので、本定例会の会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

第 2 会議録署名委員の指名について	
森本教育長	日程第2「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議規則第19条の規定により、会議録署名委員に立花委員と森委員を指名します。 (「はい」の声)
森本教育長	よろしくお願いします。
第 3 前会会議録の承認	
森本教育長	次に、日程第3「前会会議録の承認について」を議題といたします。 前会会議録の承認を行いたいと思います。8月7日に開催した8月定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付させていただいておりますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」という声あり)
森本教育長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
第 4 教育長報告及び各課8月行事報告	
森本教育長	次に、日程第4「教育長報告及び各課8月行事報告」を議題といたします。わたしからは、2つのことを報告させていただきます。 一点目は新型コロナ及び熱中症関連についてでございます。 例年より10日間短かった夏休みも終わりに近づき、来週火曜日から第二学期が始まります。 この間、新型コロナ感染と併せて、異常な暑さによる熱中症の話題が大きく伝えられるようになりました。 本市においても、部活動練習に関連する中学生の熱中症が2例報告されております。2例とも、部活動の練習後に様態が悪くなったものであり、救急車で搬送されておりますが、幸いにして、大事に至っておりません。 来週から、第二学期が始まり、体育祭、運動会の練習も開始されるこ

ととなりますが、新型コロナ感染対策と併せて熱中症対策も講じるよう指導を重ねていきたいと思います。

併せて、昨日報道されておりましたが、文部科学大臣から、新型コロナ感染にかかる児童生徒、教職員、保護者地域のみなさんへのメッセージが発せられました。

お手元に配布しておりますが、わたしどもも学校で新型コロナ感染症が発症した場合の、子供たちの人権を守ること大きな課題として捉えておりました。このメッセージのどのように活用するのかは特段の指示はないところですが、内容に沿った子供たちへの指導は行うよう指示をしたいと思います。

二点目は、学校へのスマホの持ち込みについてでございます。

このことについては、昨年来マスコミにより報道がなされておりますが、今般、文部科学省からの通知が届いておりますのでお知らせいたします。

今回、学校への持ち込みを条件付きで認めるようになった背景は、御承知のように一昨年の平成30年6月18日に発生しました大坂北部地震の時、スマホを携帯していると、児童生徒の安否をいち早く確認することができたということから、学校への持ち込みについて検討が始まりました。

マスコミ報道では、持ち込みを容認するという見出しで報道がなされておりましたが、基本的には、小学校、中学校ともに平成21年文部科学省通知と変更ありません。

ただし、中学校においては、一定の条件をクリアできると学校への持ち込みを認めることを検討されたいとなっております。

資料の4ページをお願いします。小学校はさきほど言いましたように原則持ち込みは禁止だということです。

中学校も同様ですが、持ち込みを認める場合は、一定の条件として、下に記してある4つのことについて、学校と生徒・保護者との合意がなされていること、そして、必要な環境が整備されている場合に限って、学校または教育委員会を単位として持ち込みを認めるべきとされています。

合意すべき事項は、3ページに書いてある4つですが、

	一つ目は、ルール作りの機会を設けること。 二つ目は、紛失等が発生した場合の責任の所在を明確にすること。 三つ目は、フィルタリングが設定されていること。 四つ目は、メディアリテラシーに関して、学校や家庭での指導が適切に行われていることとなっています。 一つ目と四つ目が、やや抽象的であるような気がしますが。市教委としては、基本的にはこれまでと変わらないものの、今回の通知を受けて、8月28日に開催される市P連常任委員会及び9月定例校長会において、それぞれの立場の意見を聴いて方針を定め、委員の皆様にお諮りしたいと考えております。 生徒の安全と言う一つの大きな目標もありますけれども、その分のリスクも大きいと私も考えております。十分意見を聞きながら方針を定めていきたいと思っていますところであります。以上で報告を終わります。 引き続き各課から8月の報告をしてください。まず、教育総務課からお願いします。
森 崎 課 長	教育総務課の8月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の主なものについて内容説明。〕
平 田 課 長	学校教育課の8月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の主なものについて内容説明。〕
松 本 課 長	社会教育課の8月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の主なものについて内容説明。〕
浅 田 課 長	スポーツ課の8月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の主なものについて内容説明。〕
森本教育長	ただ今の報告について質疑はありませんか。
友 永 委 員	2ページの学校教育課の報告についてですが、9日に平和集会ということで登校日になっておりました。さきほどリモート、いわゆるオンラ

	インで実施されたという報告がありましたが、島原市内の小中学校の場合オンラインはどのくらいの実施率でなされているでしょうか。
平 田 課 長	市内の小中学校のオンラインについて、教室内での環境は整っておりますので、すべて可能ではあります。 ただ、各学校によっては、それを使っている場合もありますし、人数が少ない分散して対応しているというところもございます。 具体的にはどこがという手持ちの資料はございませんが、調査をしておりますので、後ほど結果はお知らせします。
友 永 委 員	わかりました。ありがとうございました。
森本教育長	よろしいですか、他になにかありませんか。
立 花 委 員	学校教育課に２点お伺いします。この間の学校閉庁日がいつからいつまでだったのかが１点、もう１点はこの夏季休業期間中の教職員の服務について、コロナの関係で例年と違うところがあったら教えてください。
平 田 課 長	今年度は、９日が日曜日でしたので、１１日に代休を取っております。閉庁日については、１１日から１６日までの期間閉庁をしております。 学校としましては、１０日の月曜日から日曜日までは閉じている状況でございます。 それから、教職員のコロナに関してですが、今報告を受けているのが、在宅勤務等を行った教職員がおります。それはどうしても感染拡大地域に行かざるを得なかったと、具体的にいいますと人間ドック等ですね。そうした場合には戻ってきて、一定１週間程度は、在宅勤務を命じたという事例はございますが、それ以外は通常の夏季休業、夏季休暇といったところに変更はございません。
立 花 委 員	ありがとうございました。

森本教育長	今学校閉庁日のお話がありましたが、集中して休暇を取らせる、そういった意図もあって学校を締め切ってしまうという、これは休みの日は関係ありませんので、学校が開いていないといけない日を閉めてしまうということですから、現実的には3日4日ほどしかないわけです。 この間まとめて教職員の休暇が集中してとれるということになっております。今年は1月しかありませんでしたので、休暇が消化できたのか、それも少し心配をしております。 さきほど、携帯電話の持ち込みについては、やはり委員さんの意向については、方針案を見てからでも結構ですし、今ご意見があれば、お伺いしたいと思いますけれども、今、中学生で携帯の所持率の日本全国平均が66%なんだそうです。 本市は中学生で60%程度、これは県平均とほぼ変わらないそうです。ただ60%持っているなかでも、ほぼ9割以上、93%だったかと思いますが、スマホなんだそうです。 平成21年度に比べれば所持している状況、それから機器の状況も変わっているんだと、そういった時代の変化に合わせて文科省も検討せざるを得なくなったということになります。 私としては、持ち込みを容認することによるリスク、これはもう大きいなと私は思っておりますが、校長会それからPTAのみなさんがどのようなご意見をお持ちなのか、おそらく折り合うというのは難しいなという気はいたしております。 そうであれば、やはりこれまで通りの方針でいくべきだろうし、今4つ示された条件の合意があってもなおかつ、私は問題があるような気がします。 持たない子への配慮というのを非常に大切にしないといけないなと思っていますので、その点十分考えて方針を、今回は市教委として方針を出して、学校任せではなくて、学校が困らないような形で対応していきたいとは考えています。もしご意見ございましたらよろしく願いをいたします。
立花委員	一点よろしいですか、今の教育長さんのお話で、ちょっとわからなか

	ったのは、小学校、中学校それぞれ携帯電話と書いてありますが、これはスマートフォンを含んでいますか。
森本教育長	含まれます。捉え方としては携帯電話のなかにスマートフォンなどをひっくるめての携帯電話という意味です。
本 多 委 員	スマートフォンはいろんな機能がありますからね。これまでのガラケーといわれるものは、メールと通話が中心ですが、災害時には、ある程度それで賄える状況ではあると思います。
森本教育長	高等学校は、任せている状況なんですね、長崎県としては、県立学校は原則持ち込み禁止、この線は変わらない。 今回中学校に降りてきたのは、中学生の所持率が高くなってきているということと、それから中学生の場合、部活動等で帰宅が遅くなるというのがあります。 さきほど所持率が高くなったことによって、いわゆるネットをすることによる危険性も高くなるだろうと、そういったこともあって、逆に緊急的な連絡ができるために必要ではないか、そういった背景があって、中学生までは原則禁止だけでも、条件付きで認めてはどうかということですね。小学生については、まだ時期尚早だとそういったことでございます。 後は、本市の市P連の役員さん方がどんな考えを持ってらっしゃるのか、ときに意見を聞かないと、聞いて判断をしましたとしない、いきなりこちらがやるという方法はあまりよくないなと思っています。 ちなみに小学生の所持率は、30%です。平成26年度ぐらいまでは36%ぐらいあって、実はこれが下がってきている。 どういう風に解釈したらいいかというと、中学生になったら持たせるから我慢しなさいよと、そういったところかなという憶測にはなりますけれども、通常の中学生はじわじわと上がってますが、小学生は下りてきているというのは、そういった保護者の方との約束で小学生が我慢しているのか、それとも必要性を保護者の方が感じていないのか、そういうところかと思っています。

森 委 員	その携帯なんです、やはり中学生になると部活動があって、その終わる時間帯がまちまちなんです、7時までというところもあるし、授業の終了時間で変わったりもするので、そうなってくると、学校にある公衆電話を待っている時間が20～30分待たないといけないと娘が言っていたものですから、そうすると、携帯というかスマホはいろんな機能がついてるので、本当に連絡だけができるキッズ携帯とかそういったものは、必要性があるのかなと思います。 それで、その公衆電話があちこちにあればいいですけど、結構離れたところにしかなくて、それを探すのも結構大変でですね、あちこち無いものですから、今の時代、そういう連絡するのには、必要なところもあるのかなって気がします。
森本教育長	森委員さんのおっしゃったことは、実は一般質問でも出てですね、有明中学校の公衆電話に長い行列ができて、使いにくいとの話があったのを思い出しました。
森 委 員	20分ぐらい待ったと聞いてます。
森本教育長	ありがとうございました。他になにかありませんか。 (「なし」の声)
森本教育長	無いようですので、次に日程第5「議案等」を議題といたします。
第 5 議 案 等	
森本教育長	では、日程第5「議案等」に入ります。 これから審議いたします第61号議案から第63号議案につきましては、さきほど開会の当初で非公開により審議をするということに決定しておりますので、これより非公開とさせていただきます。 (はいの声)

森本教育長	ありがとうございます。それではまず第 6 1 号議案について説明をお願いします。 第61号議案 議会の議決を経るべき議案について（非公開） （財産の取得） 第62号議案 議会の議決を経るべき議案について（非公開） （島原市一般会計補正予算第 6 号） 第63号議案 議会の議決を経るべき議案について（非公開） （島原市一般会計補正予算第 7 号） ただいまを持ちまして、非公開の審議を閉じます。傍聴人がいらっしゃれば、入場を許可いたします。
第 6 次回定例教育委員会の日程について	
森本教育長	次に、日程第 6 「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。 【提案・検討】 森本教育長 次回 1 0 月の定例教育委員会を 9 月 2 8 日（月） 1 3 時 3 0 分から、有明庁舎の 2 階第一会議室において行います。

第 7 その他

森本教育長	次に、日程第7「その他」を議題といたします。（1）報告事項「①9月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
森 崎 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
平 田 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松 本 課 長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅 田 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	ただいま9月行事予定について報告がありました。何か質問等はありませんか。よろしいですか。
本 多 委 員	運動会の件ですが、第一小学校のほうからは、教育委員のほうには出席を案内しないとの連絡があったんですが。
平 田 課 長	各学校での対応は把握しておりませんでした。申し訳ございません。
本 多 委 員	案内がなくても見に行くのはどうですか。
平 田 課 長	大丈夫だと思います。
森本教育長	新型コロナ対策は万全にやっているか、熱中症対策はどうかなど、見ていただければと存じます。
森本教育長	では9月行事報告についてはよろしいでしょうか。 (はいの声)
森本教育長	それでは、次にその他のその他に移ります。なにか報告はあります

	か。
森 崎 課 長	ここからは非公開をお願いします。
森本教育長	「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。
	《承認》
森本教育長	異議がないようですので、「非公開」といたします。
森 崎 課 長	前回議案にかかる報告（非公開）
平 田 課 長	引き続き非公開をお願いします。
	児童生徒の事故等の報告（非公開）
平 田 課 長	以上、報告を終了します。
森本教育長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。 よろしいでしょうか。
	（はいの声）
第 8 閉会（15：10）	
森本教育長	ないようでしたら、これで9月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員